

飛躍

令和 2年 2月26日
生徒指導部通信 No.48

生徒心得の改訂について

近年、スマートフォンの普及が進み日常生活に欠かせない道具となり、現行の生徒心得では正しい使い方を実生活の中で体験できない状況である。改訂に向けて、生徒の学校生活の様子など様々な面を考慮し、全校生徒にアンケートを実施しました。生徒会新旧役員と話し合いを行い、「携帯電話使用心得」に移行期間を設け次年度より改訂する予定です。

改訂点を要約すると「登下校時の利用を認める。」「イヤホンの利用を認める。」という規則になりました。

移行期間でトラブルや苦情が多発するような状況になった場合は、改訂を見送ることとします。

社会では、法律や規則、ルールやマナーを守ることでみんなが安心・安全に生活できるようになっています。自分勝手な都合で規則を守らないと周りの人が迷惑します。お互いが気持ちよく生活するために規則は作られています。今回の改訂により、携帯電話の利用に関して「自由」が与えられます。同時に、生徒一人一人の「責任と自覚」が必要になります。再度「制限」がかけられることなく、「責任と自覚」ある行動が取れる桜高生になってほしいと願っています。

改訂

生徒心得「携帯電話使用心得」の「1 心得」に 部分を加筆・訂正、一を削除する

「(1) 校内での携帯電話(スマートフォン・タブレット・腕時計など単体で通信機能があるもの)の使用は、原則禁止とする。

「(2) 校内で緊急の連絡または家庭への登下校連絡については、必ず担任の先生もしくは副担当の先生に相談し、場所・時間等の指示を受け行うこと。部活動で使用する際は、部活動顧問の指示を受け行うこと。」

「(6) 現場実習先でも学校と同様に原則使用禁止。緊急の連絡または家庭への帰宅連絡については、必ず実習先担当に相談し、場所・時間等の指示を受け行うこと。」

「(6) 公共交通機関(電車・バス)を利用する通学者は、バス停及びバス・電車内での使用を禁止とする。」

「(7) 登下校中、音楽機器を使用することを禁止とする。携帯電話を音楽機器に代用することは認めない。」

「(8) 原則として、携帯電話は自宅を出てから自宅に帰るまで使用をしないこと。ただし(2)のとおり、緊急の場合は各自判断をし、正しく使用すること。」を加筆・訂正、削除する。

改訂2

生徒心得「携帯電話使用心得」の「2 使用上の留意事項」に 部分を加筆・訂正、一を削除する

「(1) 公共交通機関(電車・バス)を利用する通学者は、バス停及びバス車内・駅及び電車内で
の使用を禁止とする。する際は、ルールとマナーを守り、他の利用者に迷惑にならないようにする
こと。使用目的としては、静かに乗車するため、ストレス軽減のためであり、みんなで楽しむた
めに使用しないこと。

「(3) 路線バス内や電車内では絶対に使用しないこと。登下校時の校外での使用については、緊急
時もしくは保護者との連絡に限り許可する。

「(4) 他人の携帯番号や SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の ID アドレスやパスワードな
どメールアドレスを許可無く教えたり、登録したりしないこと。

「(8) メールアドレスを複雑にするなどして、SNS においては公開、非公開など適切な設定を行い
有害なメールがこないようにすること。

「(9) 位置情報サービス機能を OFF にするなど、個人情報適切に管理すること。

「(13) SNS(LINE・MixiFacebook・インスタグラム・ツイッター・TikTok・YouTube など)サイトに
投稿する際は、十分に留意すること。

・個人情報(氏名・住所・電話番号・アドレス・ID など)を書き込まないこと。

・個人が特定できる内容や写真、動画は載せないこと。

・他人の個人情報も勝手に載せないこと。

・公開設定・非公開設定を十分に考え設定すること。

・他人を誹謗中傷する内容を書き込まないこと。

・学校に関する内容も他の生徒等に迷惑をかける恐れがあるため不用意な書き込みをしないこ

と。教員の顔写真など無断使用や不用意な書き込みをしないこと。を加筆・訂正、削除する。

その他

・移行期間について

令和2年2月26日(水)下校時より、令和2年3月31日(火)までとする。

・生徒心得は、令和2年度4月に改訂版を全校生徒に配布する。